

## 17 漁業管理課の事業概要



# (事業名) マリンカルチャーセンター運営事業

(継続 実施期間：平成4年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 75,500 (77,465)	千円	千円 75,500	千円	漁業管理課 (管理予算班)	—

## 事業の趣旨

マリンカルチャーセンターの施設管理並びに海洋体験活動や海洋に関する研修、文化継承に関する事業等施設の設置目的に即した運営を民間事業者に委託する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
管理運営委託	千円 75,500	指定管理者への管理運営委託料	

# (事業名) 県産魚販売総合力向上事業

(新規 実施期間：平成25年～27年)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 15,500 (0)	千円	千円 15,500	千円	漁業管理課 (団体流通班)	振興局 (農山漁村振興部)

## 事業の趣旨

チャレンジ魚種を中心に販路拡大を図るとともに、重点的な魚種において戦略的取組を実施する。これにより、販路拡大、ブランド化、加工による付加価値向上を推進し、生産者所得の増大を図る。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
かぼす養殖魚販売拡大推進	千円 3,476	かぼすブリ、かぼすヒラメ販売促進協議会による生産拡大、販売促進を支援する。	県下全域
加工品開発による県産魚普及	6,313	病院や福祉施設等での県産魚利用促進の取組に対し支援する。 漁業者自らが加工・販売するなど県産魚を手軽・気軽に消費できる商品の開発を支援する。 民間団体等が実施する魚食普及活動の取組に支援する。	県下全域
県産魚流通・消費拡大推進	5,711	県漁協が実施する新規市場開拓、蓄養による出荷方法改善などによる単価向上など、県産魚の販路拡大の取組を支援する。	県下全域

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準 (又は条件)	補助率
かぼす養殖魚販売拡大推進	協議会	「かぼすブリ」「かぼすヒラメ」の生産拡大、販売PRや取扱店拡大の取組を行うこと	県 1/2
加工品開発による県産魚普及	県漁協、生産者団体、協議会等	(1)病院や福祉施設等への県産魚導入の活動 (2)県産魚を利用した手軽・気軽な加工品開発、販売PRや魚食普及の活動を行うこと	県 1/2
県産魚流通・消費拡大推進	県漁協	大都市や地方など拠点市場への取扱量拡大	県 1/2

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
県産魚販売総合力向上事業	大分県水産物流通加工総合対策事業費補助金交付要綱

# (事業名) 森と海をつなぐ環境保全推進事業

(継続 実施期間：平成19年～27年)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 3,640 (3,640)	千円	千円	千円 3,640	漁業管理課 (団体流通班)	振興局 (農山漁村振興部)

## 事業の趣旨

台風時等に河川周辺域の森林などから流出した流木等が漁港や港湾などに滞留し、船舶の出入港や操業等の障害となっている。このため、大分県漁業協同組合が流木等を迅速に回収し、漁業被害の防止、軽減を図る事業に対して支援する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
流木等被害対策緊急防除事業	千円 3,596	台風時等に漁港や港湾などに滞留し、船舶の出入港や操業の障害となる流木等を、地元漁業者が後背地域の住民とともに自主的・緊急的に回収する。	県下全域の漁港等
県推進費	44		

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準 (又は条件)	補助率
流木等被害対策緊急防除事業	県漁協	災害の程度が漁船の出入港や操業の障害となり、早急に対応する必要があると認めたものに限ること  流木等の回収に必要な船舶、重機、車両等の借上料及び燃料費等を補助対象とすること  集積した流木等の処分は、市町村もしくは管理者に委ねること	県 10/10

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
流木等被害対策緊急防除事業	大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱

# (事業名) 漁業権一斉更新事業

(継続 実施期間：平成23年～25年)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 2,205 (2,262)	千円	千円 1,277	千円 928	漁業管理課 (漁業調整班)	振興局 (農山漁村振興部) 農林水産研究 指導センター (水産研究部)

## 事業の趣旨

漁業生産の基本制度である漁業権は、海面については239件、内水面については12件を漁業権者に免許しているが、これらすべてが平成25年度中に存続期間が満了するため、新たに漁場計画を立て、免許を更新する必要がある。平成23年度から3ヶ年計画で、一斉更新の準備事務と免許事務を実施するもの。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
漁業権一斉更新事業	千円 2,205	漁業権の漁場計画を公示し、当該漁場計画に基づく免許申請について免許の適格性及び優先順位を審査し、免許する。 また、漁業権行使規則の認可も行う。 ※事前に免許申請等説明会を開催する。	

# (事業名) 漁業取締船代船建造事業

(新規 実施期間：平成25～26年)

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 246,887 (0)	千円	千円 246,887	千円	漁業管理課 (漁業調整班)	—

## 事業の趣旨

漁業秩序の維持、円満な漁場利用、資源回復計画の実践（新たな公的規制の遵守）を図るため、平成6年度に建造した漁業取締船「はつかぜ」の代船として、最新鋭の漁業取締船を25年度から26年度にかけて建造する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
調査・検査費	千円 1,728	取締船の建造における協議・打合せ及び検査等	
建造費	245,159	取締船の建造、建造監督費等	
(債務負担行為)	(358,487)		

# (事業名) 漁場環境保全推進事業

(継続 実施期間：昭和62年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国	庫	一 般		
千円 2,659 (2,423)	千円 59	千円 2,600	千円	漁業管理課 (団体流通班)	振興局 (農山漁村振興部) 農林水産研究 指導センター (水産研究部) (浅海・内水面グル ープ)

## 事業の趣旨

漁場環境の定期的な監視、赤潮、貝毒、公害発生情報等の早期収集により漁業被害の未然防止を図るとともに、海浜や漁場の環境改善を図るために市町村が実施する漂流・堆積物の除去等に対する支援等を実施する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
漁場環境調査	千円 1,920	漁場環境基礎データ（水温、塩分濃度、生物等）の観測を実施する。 また、赤潮・貝毒を引き起こす有害プランクトン等のモニタリングを実施し、被害の防止を図る。	県下全域
漁場クリーンアップ	700	ゴミの持ち帰り、有害生物の除去等を実施することにより、漁場環境の改善を図る。	津久見市、佐伯市
負担金	39	海と渚環境美化・油濁対策機構に対し負担金を拠出する。	

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補助率
漁場クリーンアップ	市町村等	海面環境保全のため、海浜及び海中の清掃等を実施するのに要する経費に対する助成	1/2以内

## 県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
漁場クリーンアップ	大分県漁場クリーンアップ事業費補助金交付要綱

## 国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
漁場環境調査（貝毒モニタリング）	消費・安全対策交付金交付要綱



# (事業名) 水産業協同組合育成指導事業

(継続 実施期間：昭和43年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 390 (410)	千円	千円 390	千円	漁業管理課 (団体流通班)	—

## 事業の趣旨

漁協の健全な発達と適正な運営を図るため、漁協の業務会計、運営等について実施された常例検査の事後指導を行うとともに、大分県内水面漁業協同組合連合会に対して内水面漁協の役職員を対象とした教育研修事業を開催する。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
	千円		
常例検査、漁協指導等	259	指導事務費	
教育研修事業	131	内水面漁協の教育研修会の開催	

# (事業名) 種子島周辺漁業対策事業

(継続 実施期間：昭和49年～ )

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 58,620 (65,490)	千円 66	千円	千円 58,554	漁業管理課 (団体流通班)	振興局 (農山漁村振興部)

## 事業の趣旨

宇宙航空研究開発機構（JAXA）が実施するロケット打ち上げ実験により、種子島周辺海域での操業が制限される漁業者の所属する漁業協同組合が実施する共同利用施設等の整備に対して補助金を交付する。

また、在日米軍の水面使用（演習）に伴う漁船の操業制限・禁止により、漁業者が経営上被った損失に対する補償について、防衛省への申請事務等を行う。

## 事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
種子島周辺漁業対策事業	千円 58,233	製氷冷蔵施設設置事業 漁業用通信施設設置事業 漁船漁具保全施設設置事業	臼杵市 津久見市他 佐伯市
関連事務費	321		
漁業損失補償処理事務	66		

## 補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補助率
種子島周辺漁業対策事業	県漁協 市町村等	<p>以下に記載する事項に該当する者又はその相続人を住民として含む市町村、もしくは組合員として含む漁業協同組合等が実施する事業</p> <p>(1) 昭和38年から昭和43年までのいずれかの年次において次のいずれかに該当する漁船を使用したこと</p> <p>イ 年間の操業日数の1/3以上を種子島周辺漁場で操業したもの</p> <p>ロ 年間の水揚げ数量の1/3以上を種子島周辺漁場で水揚げしたもの</p> <p>ハ 年間の水揚げ金額の1/3以上を種子島周辺漁場で水揚げしたもの</p> <p>(2) 昭和38年から昭和43年までの期間において毎年原則として90日以上漁業を行ったこと</p> <p>(3) 次のいずれかに該当すること</p> <p>イ ロケット打ち上げ実験によって従来適法に行っていた漁業に著しい支障を生じたため、又は生ずる恐れがあったため、昭和43年8月までに漁場を転換したものであって、転換直前引き続き3カ年以上種子島周辺漁場において漁業を適法に行っていたもの</p> <p>ロ 昭和43年8月以前から引き続き3カ年以上種子島周辺漁場において適法に漁業を行っている者であって、ロケット打ち上げ実験によって当該漁業に著しい支障を生じたもの又は生じる恐れがあるもの</p>	7/10 以内

## 補助交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金交付要綱、実施要綱・要領等
種子島周辺漁業対策事業	種子島周辺漁業対策事業費補助金交付要綱